

許可番号 03101030460

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区東葛西三丁目17番41号
氏名 三洋商事株式会社
代表取締役 河原林 令典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和3年7月14日
許可の有効年月日 令和8年7月13日

1. 事業の範囲
別紙のとおり

転写無効

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和3年6月28日 更新許可（先行許可証の提出：無）
令和5年3月22日 変更許可（品目の追加（汚泥、ゴムくず））

5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

転写無効

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	—
(2)	廃油	—
(3)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(4)	紙くず	—
(5)	木くず	—
(6)	繊維くず	—
(7)	ゴムくず	—
(8)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(9)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(10)	がれき類	—

・以上10品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
 ・(1)、(3)、(9)及び(10)にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
 ・(1)、(3)、(8)及び(9)にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

転写無効



転写無効



様式第六号(第九条の二関係)

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
令和 8 年 5 月 14 日	
鳥取県知事 または 鳥取市長 様	
申請者	
住所	東京都江戸川区東葛西三丁目17番41号
氏名	三洋商事株式会社 代表取締役 河原林 令典
電話番号	03-6808-2171
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	別紙のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 別紙のとおり 電話番号
	事業場 別紙のとおり 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	「事業計画の概要」のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	なし
※事務処理欄	

代理人

(日本産業規格 A列4番)

〒730-0051 広島市中区大手町三丁目3番29号 平和メゾン8F

行政書士 河野 雅好 登録番号 第03340953号

電話 : 082-297-7720 FAX : 082-297-7749



別紙

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(以上3品目、自動車等破砕物を除く。)、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類にあつては、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くずにあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)以上10品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 東京都江戸川区東葛西三丁目17番41号 電話番号</p> <p>事業場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都江戸川区東葛西三丁目3920番4 ・大阪府東大阪市菱江一丁目24番12 ・奈良県生駒郡斑鳩町幸前一丁目49番、53番 ・奈良県天理市福住町2890番 ・宮城県仙台市宮城野区蒲生三丁目8番1 ・千葉県八千代市米本字赤作1910番13、21、24、57、60、65、66 ・広島県呉市郷原町字一ノ松光山12507番920 ・東広島市黒瀬町丸山字天津積10019番90、10020番12、13、24、29、30、31、40、41、東広島市黒瀬町丸山字狐ヶ城1778番4、6、9、1779番1 ・広島県呉市郷原町字ワラヒノ山12520番243、298、299、300 <p>電話番号</p>

【普通産業廃棄物】収集運搬業許可証申請書の第1面「事業の範囲」欄の別記説明

積替え・保管の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
-----------	--------------------------------

廃棄物区分	許可申請する産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 含む ・ 含まない	含む ・ 含まない
水銀使用製品産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 含む ・ 含まない	含む ・ 含まない
水銀含有ばいじん等	含む ・ <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	含む ・ 含まない

	産業廃棄物の種類	収集運搬を行う廃棄物の種類				積替え・保管を行う廃棄物の種類					
		取扱品目	限定がある場合その内容 ^(注4)				取扱品目	限定がある場合その内容 ^(注4)			
			石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他		石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他
1	燃え殻										
2	汚泥	○	○	○							
3	廃油	○									
4	廃酸										
5	廃アルカリ										
6	廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く)	○	○	○							
	〃 (自動車等破砕物を含む)										
7	紙くず	○									
8	木くず	○									
9	繊維くず	○									
10	動植物性残さ										
11	動物系固形不要物										
12	ゴムくず	○									
13	金属くず (自動車等破砕物を除く)	○		○							
	〃 (自動車等破砕物を含む)										
14	ガラスくず等 ^(注1) (自動車等破砕物を除く)	○	○	○							
	〃 (自動車等破砕物を含む)										
15	鋳さい										
16	がれき類	○	○								
17	家畜のふん尿										
18	家畜の死体										
19	ばいじん										
20	政令13号廃棄物										
		収集・運搬について 以上、10品目いずれも特別管理産業廃棄物を除く				積替え・保管について 以上、品目いずれも特別管理産業廃棄物を除く					

(注1) ガラスくず等とは、「ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず」のことを指す。

(注2) 新規許可申請の場合は、許可申請を行うものについて、取扱品目に○印を、取扱わない品目には一印を付けること。

(注3) 更新許可申請の場合は、現に許可を受けているものについて、取扱品目に○印を、取扱わない品目には一印を付けること。

(注4) 限定内容にある略語の意味は次のとおり。該当する場合に○印、非該当には一印を付けること。

石綿含有＝石綿含有産業廃棄物、水銀使用＝水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有＝水銀含有ばいじん等